平成31 労第42 号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が〇年〇月〇日付けで再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人〇年〇月〇日は、会社A(以下「会社」という。)に雇用され、B所在の会社C店において、販売員として就労していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、米 5 kgが 5 袋入った段ボール箱を運ぶ作業時に左膝を捻った(以下「本件災害」という。)として、○年○月○日、D医療機関に受診し「左膝半月板損傷」(以下「本件傷病」という。)と診断された。以後継続した通院をしていなかったが、○年○月○日、同医療機関に再受診した。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、再診日である〇年〇月〇日以降の療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は、既に急性期症状が消退し症状固定であるとして、これを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした ことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病は既に治癒(症状固定)したとして、〇年〇月〇日以降の療養補償給付を支給しないとした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審查資料

(略)

- 第6 理 由
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

2 判断の要件

(略)

- 3 当審査会の判断
- (1)請求人は、○年○月○日の本件災害により負傷し、痛みが継続していたが、 ○年○月に入り左膝の痛みが増したため、D医療機関に再受診した旨主張する ので、以下検討する。
- (2) 請求人は、本件災害後の膝の状態について、要旨、「被災時は年末年始で忙しく、翌年○月○日にD医療機関を受診し○週間分の痛み止めを処方してもらった。すると痛みが治まり、薬を使い切った時には痛みが出たが、我慢できる状態だったので、○年○月の再診まで一度も通院していなかった。」と述べている。
- (3) E医師は、○年○月○日付け意見書において、○年○月の再診時における請求人の膝の状態は、「初診時と著変なし」と述べるとともに、治療については、「投薬なし」と述べている。なお、D医療機関の診療録によれば、○年○月○日に、鎮痛消炎剤の湿布薬が処方されている。

F医師は、同年○月○日付け意見書において、要旨、「初診後1年10か月間は受診もなく、○年○月○日の再診時の他覚的所見について、主治医は『初診時と著変なし』と診断していることから、既に急性症状が消退し症状固定の状態にあったと考えることが妥当である。」と述べている。当審査会としても、請求人の症状経過等に照らし、F医師の意見は妥当であると判断する。

(4) ところで、労災保険制度における治癒(症状が安定し、疾病が固定した状態にあるもの)とは、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が 期待し得ない状態に至ったときをいうとされており、残存する疼痛などの慢性 症状に対する措置は、根治的な治療ではなく、一時的に症状を緩和するにとどまるものであるから、労災保険法において療養上必要な医療とは認められない。よって、〇年〇月〇日の再診時においては、本件災害を契機に請求人に出現した膝の症状は既に症状固定の状態にあり、疼痛等その残存する症状に対する一時的な緩和措置が行われたとしても、労災保険法における療養上必要な医療と認めることはできない。

4 結 論

以上のとおり、〇年〇月〇日以降の療養補償給付を支給しないとした本件処分 は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求 を棄却することとして、主文のとおり裁決する。